

太陽光発電システムや IHクッキングヒーターの 契約トラブルが増加！！

職場の同僚に紹介されたという業者がやって「太陽光発電システムを設置すると電気代が半額になる。売電収入でクレジットの支払いが賄える。」と勧められ契約したが、半年経っても設置されず、業者と連絡が取れなくなったままクレジットを支払っている。解約したい。」という相談が増えています。

信販会社へは工事が完了したと伝えるよう指示されますが、そうした行為は解約を難しくする原因になります。

太陽光発電システムは高額な契約です。業者選びは慎重に行いましょう。困った時は最寄りの消費生活センターにご相談ください。



相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)